

「戸田市都市景観条例の一部改正の基本的な考え方」 についてご意見を募集します

戸田市では、第2次戸田市景観計画の策定に伴い、事前協議の導入等の改定内容を踏まえた戸田市都市景観条例の一部改正を行います。

つきましては、広く市民の皆様の考えを反映させるため、下記のとおりご意見を募集いたします。

記

1 意見募集期間

令和元年10月2日（水）から令和元年10月31日（木）まで

2 資料公開場所

都市計画課、市政情報コーナー、各福祉センター、笹目コミュニティセンター（コンパル）、戸田公園駅前行政センター2階、新曾南多世代交流館（さくらパル）及び上戸田地域交流センター（あいパル）でご覧いただけます。

また、市ホームページでも公開しています。

3 関係資料

別添 戸田市都市景観条例の一部改正の基本的な考え方
戸田市都市景観条例の一部改正（案）の概要について
景観法（抜粋）
戸田市都市景観条例（抜粋）

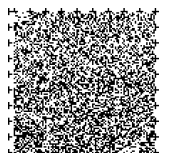
4 提出方法

資料公開場所への持参、郵便、FAX（433-2200）及び電子メール（tosikei@city.toda.saitama.jp）

※資料公開場所により受付時間が異なります。

5 ご意見を提出する際の留意事項

提出に当たって使用する言語は日本語でお願いいたします。



提出に当たっては、住所・氏名（法人にあっては、名称・所在地等の連絡先）を明記してください。記載が無い場合は、提出意見として取り扱えない場合もあります。

6 提出された意見の公表

提出された意見については、それに対する市の考え方を付して、内容を公開することを予定しています（個別の回答はいたしません）。その際に、住所・氏名等は公表いたしません。

なお、ご意見の内容は要約し、掲載する場合があります。また、似た内容のご意見が複数寄せられた場合には、まとめて掲載する場合がありますので、予めご了承ください。

7 戸田市都市景観条例の一部改正についての問い合わせ先

戸田市 都市整備部都市計画課

電話 048-441-1800（内線640）

戸田市市民パブリック・コメント制度についての問い合わせ先

戸田市 総務部 庶務課

電話 048-441-1800（内線363）

